

第7回孤独・孤立に関するフォーラム

テーマ「様々な課題への対応」 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和3年9月28日（火）15:57～17:19
2. 場 所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：

坂本 哲志	孤独・孤立対策担当大臣
田所 嘉徳	法務副大臣
丹羽 秀樹	文部科学副大臣
山本 博司	厚生労働副大臣
吉川 赳	内閣府大臣政務官
生島 嗣	認定NPO法人ふれいす東京代表
大嶋 栄子	NPO法人リカバリー代表 ※
河野 康子	認定NPO法人消費者スマイル基金事務局長
重光 喬之	NPO法人両育わーるど理事長
高坂 朝人	NPO法人再非行防止サポートセンター愛知理事長 ※
田中 宝紀	NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部 責任者
牧野 史子	NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン 理事長

※オンラインによる参加

(議事次第)

1. 開会
2. 参加者からのヒアリング
3. 意見交換
4. 閉会

(配布資料)

参加者プロフィール
メッセージ集
生島氏資料
大嶋氏資料
河野氏資料
重光氏資料

高坂氏資料

田中氏資料

牧野氏資料

○谷内孤独・孤立対策担当室長 開始時間には若干ありますけれども、もう皆さんおそろいでございますので、始めたいと思います。

それでは、ただいまから第7回「孤独・孤立に関するフォーラム」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます内閣官房孤独・孤立対策担当室長の谷内でございます。よろしくお願いいたします。

この孤独・孤立に関するフォーラムでございますけれども、実際に支援活動に取り組まれている方々などから直接現場の声をお聞きして、今後の政策立案に活かしていこうとするものでございます。

これまで「子育て」「生活困窮（食と住を中心として）」「子ども・若者」「女性」というテーマで東京で4回開催し、その後、地方開催として2回、神戸市と北九州市で開催いたしました。毎回テーマを変えながら計10回程度開催することとしております。

第7回の本日でございますが「様々な課題への対応」をテーマとしております。参加者の皆様から事前にいただいておりますメッセージにつきましては、メッセージ集として1枚にまとめさせていただき、机上に配付しております。

また、本日も全てメディアにオープンな形となっております。フォーラムの様子は、後ほど動画で公開させていただく予定でございますので、御承知おきください。

なお、NPO法人リカバリー代表の大嶋様、NPO法人再非行防止サポートセンター愛知理事長の高坂様は、オンラインで参加いただいております。

それでは、初めに、坂本孤独・孤立対策担当大臣から御挨拶申し上げます。

○坂本孤独・孤立対策担当大臣 皆さん、こんにちは。

御紹介をいただきました、この2月から孤独・孤立対策担当室が設けられまして、その担当大臣を仰せつかっております坂本哲志と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、本当にお忙しいところ、こうやってお集まりいただきまして、心より感謝申し上げます。

今回、7回目のフォーラムとなりますが、現場を熟知されたNPOの方々から直接意見をお伺いする機会は、非常に重要なものであります。いただいた御意見は、孤独・孤立対策に反映させてまいりたいと思っておりますので、忌憚のない御意見をよろしくお願い申し上げます。

その中で、本日は「様々な課題への対応」というテーマで多様な分野で実際に支援活動に取り組まれている方々にお集まりいただきました。孤独・孤立の問題につきましては、これまでのフォーラムで取り上げました分野以外にもLGBT、依存症、消費者被害、それか

ら難病、さらには再犯防止、在留外国人、ケアラーなど様々な観点からの課題があります。中には、まだまだ行政の日が当たっていない分野もあると思います。こうした課題にどのように対応していけばいいのか、お集まりいただいた現場の方々の貴重な御意見をお聞きすることを私自身、とても楽しみにしているところでございます。

それでは、本日、どうかよろしく願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 それでは、御参加の皆様から順次、お話をいただきたいと思います。

それでは、最初に、認定NPO法人ぶれいす東京代表の生島様、お願いいたします。

○生島氏 私は、生島嗣と申します。今日は貴重な機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

少し自分の話をさせていただくと、私は62歳のゲイ男性です。今、自分はゲイ男性ですとオープンに言っておりますが、35歳ぐらいまで隠れて暮らしておりました。今日は、LGBT全般の自分のことの開示のしにくさ、生きづらさについて、少し皆様にお話をさせていただければと思っております。

日本の社会は、非常に同調圧力が強く、周囲との違い、特に幼少期などは、そのことを説明したり、相談したり、あるいはカミングアウトを説明するということがとても難しいです。私も35歳ぐらいまでは、親の期待に沿って異性愛者であるかのように振る舞っておりました。ですので、今日は、他者と違うということが自分自身でもなかなか受け入れられなかったり、人によってはそのことですごく苦しんでいる人たちもたくさんいるということを情報として皆様にぜひ知っていただきたく、少し情報提供させていただきたいと思っています。

いわゆるLGBTQというのは、Lはレズビアン、Gはゲイ男性、Bはバイセクシュアル、Tはトランスジェンダー、Qはクエスチョニングというどちらか分からないという人たちも含めて、最近、LGBTQという表現が多用されておりますが、では、そういう人たちが社会の中でどの程度存在するのかというのは、幾つかのウェブ調査が行われております。大体8%前後という結果が多いのです。ですので、今日は、学校であればクラスに1人か2人はいるといふ少数者の話をさせていただきます。

社会の意識がどうであるかというのは、幾つか調査がありますが、今日は住民台帳サンプリングされた調査結果について少し御紹介しますが、多くはやはりLGBTQが身近にいるということを実感していないということであったり、人間関係によっては、他人だったらオーケーだけれども、身内だと嫌だというネガティブな反応がまだまだ色濃くあるというのが日本の現状となっています。

まずは、そのリアリティーについてですけれども、周囲に同性愛者とか性別を変えた人、つまり、トランスジェンダーが「いる」「そうかもしれない人がいる」「いないと思う」「いない」「無回答」という5択の中で、割とリアリティーを感じている1と2の合計割

合を御紹介すると、同性愛者のリアリティーが20代で22.7%、30代で17%、40代で11.8%、50代で4.1、60代で5.5、70代は1.6と年代が上がるほどリアリティーをあまり実感していないという結果となっています。

性別を変えた人についても、20代は7.1、30代は7.7、40代は2.1、50代は3.2、60代は0.4、70代は1.0と年齢が上がれば上がるほど、LGBTQの存在をあまり実感していないという結果となっております。

一方で、関係、性別、ここでは「近所の人」「職場の同僚」「きょうだい」「自分の子ども」が、もし同性愛者あるいは性別を変えた人だった場合、どのような嫌悪感があるのかを「嫌だ」「どちらかと言えば嫌だ」「どちらかと言えば嫌でない」「嫌でない」「無回答」という5択のうちのネガティブな1と2の合計は、同性愛者だった場合、近所の方は39.4がネガティブな反応、同僚だと41.8、きょうだいだと66.9、子供だと実に72.4が「嫌だ」「どちらかと言えば嫌だ」という回答です。

性別を変えた人についても、ほぼ同様の結果となっています。だから、何となく他人だったらオーケーだけれども、身内だったらすごく嫌だという反応があるわけです。

もし皆様の家庭とか親類の中にいた場合、皆さん自身はどう思われるのでしょうか。私自身も35歳まで親に全く言えないで、説明もできませんでした。こうやってぺらぺら話している私自身もそうだったということも含めて、いないのではなくて、見えづらいということを通じて皆さんに知っていただきたいと思います。

僕がゲイ・バイセクシュアル男性、一部トランスジェンダーが回答したウェブ調査で、2017年にLASH調査というのを厚生科研で行っております。7,000人ぐらいが回答しておりますが、その中で、家庭の中でカミングアウトした人は2割弱でした。両親ともに伝えたのが8.5、父親のみが0.9、母のみが8.1となっています。家庭の中で、割とアクティブな、ウェブで活動している人たちでもこういう状況です。

それから、みんな悩みが結構いろいろとあるのですが、悩みがあっても、親とか教師に相談しにくい現状があります。先ほどのLASH調査の15～19歳の回答者と政府の調査である国民生活基礎調査のデータと比較しますと、家族に相談するというのは、LASH調査だと16.3%、国民生活基礎調査だと55%と非常に大きな開きがあります。ほかの回答では、教師も同様、それから相談先が思いつかない、見つからないという人も結構いらっしゃいました。このように、家族の中で孤立しがち、説明しにくい、でも相談もできないという孤立の中にいる人たちがいろいろな地域に存在するということをぜひ知っていただきたいと思います。

こういう話をしますと、何でそんな個人的なことをわざわざ言うのかという御意見もよくいただきます。しかし、僕は35歳まで黙っていたときにあったことは、いつ結婚するのかなとか、お見合いの話だったり、そういうことがどんどん押し寄せてくるわけです。だから、そういうことにうそをつき続けるという人生も非常につらいものがあります。

しかし、カミングアウトできない人も大勢いる中で、存在されないとか、認知されない

という社会環境がその人自身の自分がオーケーという自尊感情を低めていたり、精神的な健康を害しているというのは、私の支援活動の中からも実感するところです。ですので、支援活動を通して、LGBTQの人たちはメンタル状態が悪めで、孤立しがち、あるいはそういうつらさとかから逃げるために、自傷とか依存へ逃げてしまう人たちもいます。

ですので、本人が説明しなくても、一定割合いるという、見ただけで判断せずに、既に共に暮らしているという前提の社会の実現を非常に切望するところです。

私の意見は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 生島様、ありがとうございました。

続きまして、NPO法人リカバリー代表の大嶋様、お願いいたします。

○大嶋氏 皆さん、こんにちは。今日はこういうお時間、機会を与えていただいて、ありがとうございます。

それでは、資料としてパワーポイントを作ったので、それを参考にしながら5分ほどお話しさせていただきます。私は今日、北海道札幌市からオンラインで参加しております。

NPO法人リカバリーは、2002年9月に開設し、2004年1月にNPOとなっています。

私自身は、精神科病院で仕事を始めて、30年ぐらい前になりますけれども、バックグラウンドは社会福祉学で、ソーシャルワーカーという仕事をしてきました。

開所したきっかけは、今日はアディクションのことを中心にお話しします。主に依存症のお話をしますが、特に、私の専門領域は女性の依存症の方たちなので、様々な被害の体験をバックグラウンドに抱えているということが臨床の中で分かってきて、その方たちが治療を終えた後に地域で生活をする場所が、当時は十分でなかったということから立ち上げたということがきっかけです。女性の支援を中心にスタートしたのですが、現在は通所のみ男性も支援しているという状況です。

利用する人たちは、依存症に陥っていく背景は、身近な人からの暴力被害が非常に多いということが分かってきています。しかも、たった1回の暴力というよりは、職場の中あるいは学校といった、自分にとってどうしてもそこに行かなければいけない、居場所になっているはずのところ、反復される暴力被害の体験を抱えているという人が非常に多いです。

そういったときに、依存症は、最初はそれがお酒であれ、薬であれ、いつとき自分のつらさを逃してくれるものとして使われることが非常に多いです。ただ、使っているうちに社会生活がだんだん立ち行かなくなっていて、自分でコントロールできないような状況に陥ってしまうということなのですが、その意味では、依存症は病気でもありますけれども、近年はそれがゲームの障害であったり、あるいは私たちの世界は、インターネットにアクセスすることなしには成立しないぐらいの状況ですが、そういったものに過剰にのめり込むということも知られています。

そういった状況を、自己治療としてのアディクション、アディクションというのは、依存症という疾患概念よりもより広い概念なのですが、そのように捉えていらっしゃる方も

いらっしゃいます。依存症を抱える人たちは、そういったもともとは安全であるはずの場所で繰り返しの暴力を受けていたり、その結果として人への不信感をどんどん強めていくというところがあります。

では、地域の中でどのようにその人たちを支えていくかということなのですが、私たちが非常に大事にしているのは、生活を直接的に支援するということです。同時に、その生活の中でいろいろな人と交流をしながら自分の居場所を再度獲得していくということをやっています。

もう一つ、今日は、依存症の人たちの自助グループの活動についてちょっと触れたいと思います。

私は、実はアルコールクス・アノニマスというアルコール依存症の人たちが自発的に集まってアルコールを使わない生き方の継続を求める男女の集まりがあるのですが、その非当事者の常任理事をしています。ミーティングでは、自分の体験を話して、ほかの人の体験に耳を傾けて、社会での立場とか役割とは関係なく、1人の当事者として時間を過ごせる大事な場所になっています。こういったところでも当事者の孤立を防ぐ活動が行われています。

最後に、こういった依存症の問題を抱える人たちは、非常に社会的に孤立の状況にあるのですが、なかなか相談を自分からするというような状況にはないです。そういった意味では、この方たちへのアウトリーチが今後ますます必要になりますし、同時にその人の困難さを全体的に捉えることのできるジェネラリストとしてのアプローチと、その人の困難さが際立つある課題に取り組むスペシャリストという方たちの活動とその両方が必要なのではないかと思っています。

私の発表は以上です。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 大嶋様、ありがとうございました。

続きまして、認定NPO法人消費者スマイル基金事務局長の河野様、お願いいたします。

○河野氏 皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきましたNPO法人消費者スマイル基金事務局長の河野康子と申します。本日は、孤独・孤立と消費者被害、トラブルについて、現状と課題をお話する機会を頂戴いたしましたこと、心から感謝申し上げます。手元に資料を用意しましたので、それに沿ってお話ししたいと思います。

次のページを御覧ください。本日お話しすることは、この4点でございます。

次のページを御覧ください。初めに、私の所属する団体、消費者スマイル基金について簡単に御紹介したいと思います。

2000年に消費者契約法が公布されて以降、消費者分野における法整備や組織整備が進みました。2016年に少額多数の消費者被害救済のための消費者裁判特例法が施行されたのを機に、消費者被害防止・救済のために、大きな役割を担う特定適格消費者団体、適格消費者団体の活動を財政的に支援しようと創設されたのが消費者スマイル基金でございます。創設4年間で差止め請求訴訟関連業務や共通義務確認関連業務に対して延べ38団体、総額

1000万円の助成事業を行っております。

次を御覧ください。4ページに整理させていただいていますように、事業者、消費者等から寄せられた寄附金を公益的活動を行っている団体の助成に回すことで、安心して安全な消費生活へ貢献することを目指しております。

5ページを御覧ください。次に、消費者トラブルの現状について申し上げます。

消費者と事業者との間には、情報の質、量、交渉力に格差があることから、様々な消費者トラブルが発生しております。また、独り暮らしや高齢の2人世帯が増えており、高齢者の消費者トラブルが増加しています。同様に、来年4月に施行される成年年齢引下げによる若年者の消費者トラブルの増加も懸念されています。

消費者庁の発表では、昨年度の消費者被害推定額は約4兆円、国民生活センターの資料によると、消費生活相談は年間93万件で、高齢者の相談はこの10年間で10万件から27万件へと急増しています。また、コロナ禍での外出自粛、ネット通販の利用増加などによるトラブルが増加していますが、こうした被害、トラブルの多くは、誰にも相談できずに泣き寝入りとなるということが明らかになっております。

次を御覧ください。次に、高齢者の陥りやすい消費者被害、トラブルの特徴をまとめさせていただきました。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っていると言われており、悪質事業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させるという傾向があります。また、高齢者は、自宅にすることが多いために、電話勧誘や訪問勧誘による被害に遭いやすいという状況にもあります。

次を御覧ください。7ページには、若年層における消費者被害、トラブルの特徴をまとめてございます。

先ほど申し上げた成年年齢引下げにより、現在18～20歳未満に認められている未成年者取消権の行使ができなくなることに加えて、コミュニケーション手段としてSNS等がトラブルの入り口になる傾向がございます。

次を御覧ください。日本国内においても、SDGsアクションプランが公表され、官民連携・協働で様々な取組が進められており、消費者庁においても、添付の参考資料のように、現在、高齢化、情報化の進展など、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえた対策が鋭意推進されているところでございます。

最後になりますけれども、9ページを御覧いただければと思います。消費者視点のまとめとしまして、孤独・孤立に関する課題と対策についてお話しいたします。

被害やトラブルの多くは、日常生活における不安や心配などに付け込まれることがきっかけとなって発生することが多く、人との関係性が希薄になり、コミュニケーションが不足することで、適切な判断ができずに被害が拡大する傾向にあります。

コロナ禍において、外出の機会が減り、社会不安が増す中で、SNS等からの情報をうのみにしてしまい、誰にも相談できずに被害が拡大する傾向もございます。

障害のある方々や外国籍の方々の消費生活に対する対策と目配りが十分ではなく、被害やトラブルが顕在化しづらいということがございます。

消費者被害、トラブルが入り口となって、孤立感・孤独感が一層深まることで、生活困窮や命の危機へと問題がより深刻化することを危惧しています。

消費者庁の施策として、見守りネットワークの設置、消費者教育の推進、消費者志向経営の推進等が進められていますが、効果は十分とは言えません。

今後に向けては、ぜひ孤独・孤立に陥ったときに、支援の声を上げやすい仕組みの構築。

2つ目として、相談体制の整備。できれば24時間対応。

3つ目として、体制を支える人材育成。

4つ目として、居場所の確保、特に社会的居場所、また精神的居場所の確保をお願いしたいと思っております。

最後のページに書きましたとおり、孤立や社会的孤立、独り暮らしは、肥満などよりも健康に悪影響があり、死亡リスクを高めるとの発表がございます。誰一人取り残さない社会を目指して、具体的かつ効果が見込める施策の実現を心から期待しております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 河野様、ありがとうございました。

続きまして、NP0法人両育わーど理事長の重光様、お願いいたします。

○重光氏 よろしく申し上げます。資料が多くてすみません。

ちょっと私のお話をさせていただきます。私は、15年前に脳脊髄液減少症という病気になりました。この3年はほぼ家で寝ていて、痛くて起き上がれないのですけれども、痛いというのはどれぐらいかというと、親知らずを抜いた後の痛みが24時間365日なので、頭が働かなくて、話がまとまらなかったらすみません。今年2度目の外出をしたのですけれども、1日1時間とか6時間ぐらいしか起きられなくても一応仕事はできるなというところなんです。難病者の働くということをお伝えできればと思います。

2ページ目のスライドが、今の日本の社会では、すごく制度が充実しているところとそうでないところがありまして、孤立してしまっている以上、何とかするしかない人が大勢いらっしゃると思います。これを最終的には、皆さんが最低限の生活とか就労の皆支援みたいなものがあって、自己実現は自助であればいいのかなと思っております。

今すぐできることとして、指定難病の方は今、95万人いるのですけれども、総合支援法と雇用促進法の対象者をそろえると、その方々が今すぐ障害雇用の対象になるので、働き手が広がります。

次に、大体700万人ぐらいの難病の方が孤立しているのですけれども、法とか根拠がないために調査もなく、なかなか見えてこないの、その調査をして、その方が働く機会をつくることができたらと思います。

あと、そういった制約がある人が働きやすいということは、一人親家庭や介護離職とかの退職者の再就職など、いろいろな制約のある人の働きやすさにつながると思いますので、

ぜひ難病のある方の働くということを見ていただけたらと思います。

3枚目は、難病の要件なのですが、国は、難病をこの4つの要件と、さらに指定難病の2つの要件と重ねたものの333疾患・95万人。多分、今年また6疾患増えると言われているので、もうちょっと増えます。

4枚目が、ざっとなのですが、障害手帳を持っている方が727万人です。指定難病の方が95万人で、希少疾患とか難治性慢性疾患の方が700万人です。これは重複があります。もちろん、指定難病の手帳（正しくは受給者証）を持っている方もいらっしゃいますけれども、ない方もいらっしゃって、それぞれ関わってくる法律が変わってきます。ここに書いてあるとおり、左側の方々は、使える制度がなかなかないという状況です。

5枚目なのですが、要するに、制度と病態の区分で分けると、難病の人たちは大体8パターンあることが分かりました。

スライドの6枚目なのですが、分かりやすくイメージすると、総合支援法の範囲はこの灰色の丸2つのところで、雇用促進法の範囲はこの丸1つのところで、制度から漏れている人たちが右上のグレーアウトしたところです。先ほどLGBTの方が8%とおっしゃっていたのですが、指定難病とか難病も大体8%ぐらいで、障害、難病を合わせると、9人に1人が何かしらの障害や難病があるという状態です。

7枚目なのですが、WHOは4つの痛みがあると言っています。

症状による痛みは、医療があります。

精神的な痛みは、医療とか支援団体があります。

社会的な痛みは、居場所がない、どうやって生きていったらいいのだとか、お金はどうしようというところなのですが、そういった人は、制度があれば、制度は一応何とかなるのですが、制度がないと本当に居場所がないので、私たちは、働く、社会参加・就労ということで居場所をつくれなかと考え、取組をしております。

8枚目が、実際に今、就労事例をつくったりしてきたのですが、その中で、難病というと、例えばALSや筋ジストロフィーとかのよくテレビとかでやるような進行してってしまう疾患とかもありますし、前首相が潰瘍性大腸炎で辞任されたと思うのですが、体調、薬が合えば寛解して、でもまた波があって悪化してしまう人もいますし、または線維筋痛症とかは患者数が多くて、見た目では分からなくて、それが障害の要件とか指定難病の要件に当てはまらないと、特に本当に何も支援がなくて、ずっと家で待っているしかないのです。月に1回病院に行くだけで、あとは誰にも会わないという方が大勢いらっしゃいます。

こういった方々も、全員働けないわけではなくて、天井を見ているだけで本当にしんどいので、痛いなりにも何か役割が欲しいというところで、1日1時間でも働けると思うのですが、例えば累積で働くとか、今、コロナ禍でいろいろとオンラインも変わってきましたので、多分、そういったことの土壌ができていますので、今、総合支援法と雇用促進法が変わろうとしているので、そのようなところを少し仕組みでこの人が何とか見える

化できたらと思っております。

具体的な提案というか、お願いが次の9枚目なのですが、最初に、すぐできるのは、雇用促進法と総合支援法の対象をそろえてください。これは一文書き加えれば、95万人がすぐ障害雇用の対象になります。

2つ目が、制度のはざまにいる難病者の調査と対応です。今、資料の別紙のほうにあるのですが、軽度の障害者として区分して、福祉サービスを提供しようとか、イギリスでは今、エネルギー障害といって、例えば呼吸や痛みとかの生活する上での稼働時間が狭まってしまう人たちをそのように見てみたらどうかという区分が研究され始めています。調査と対応をしてほしいところです。

3つ目の提案が、指定難病が今、厚労省白書にもあるのですが、はざまの難病は本当にどこにもなくて、ぜひ骨太方針や厚労省の白書とかで取り上げていただけると、多分、認知啓発になるのではないかと考えております。

10枚目に難病の人の生活、就労、雇用、経済的支援の具体的な制度からの孤立を書いています。これは全部が全部ではないのですが、例えば私も15年前の2回目の入院手術は、まだその頃は保険適用ではなかったもので、入院手術をしたのに全額自己負担で、高額医療の還付もありませんでした。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジとなっていますが、実はそうではないというところです。ここは読んでいただければいいです。

あと、提案1～3の詳細を書いてあります。

最後の12枚目の資料で別紙なのですが、本当に量が多くて申し訳ないのですが、193自治体で難病の調査をしました。指定難病ではない難病がいるということは、8割の自治体がちゃんと知っていて、7割の自治体は、その人たちが制度のはざまにいるという認識があるのです。

中の自治体には、難病者を雇用している自治体がありまして、働けば働けるけれども、優先雇用する理由がないとおっしゃってしまっていて、明石市が今、日本で唯一難病者と発達障害の手帳がない人を雇うのを5年前から始めているのです。さいたま市のALSの方とかは、ヘルパーを使って働けるというのは、去年から国の事業になりましたけれども、そういった国なり、地方で何か事例をつくっていくと早いのではないかと考えております。

今、私たちは「難病者の社会参加白書」というのをつくっておりまして、企業と自治体と当事者の調査をいろいろな方のエピソードを集めて、230ページぐらいなのですが、今、これを全国の自治体に配ってもう一回調査をするところなのですが、その参考資料などを加えさせていただきましたので、お読みいただけるとありがたいです。

時間を超過してすみませんでした。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 重光様、ありがとうございました。

続きまして、NPO法人再非行防止サポートセンター愛知理事長の高坂様、お願いいたします。

○高坂氏　こんにちは。再非行防止サポートセンター愛知の高坂朝人といいます。

今日は「自分と未来は変えられる」というテーマと、再非行を減らし、笑顔を増やすということでお話しさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本当に情けないことなのですけれども、僕自身が過去、非行少年であり、犯罪者でした。自己紹介の資料もつけさせてもらっているのですけれども、今は愛知県尾張旭市に住んでおりまして、出身は、もともとは広島で生まれて、24歳まで広島にいました。中学校1年生から非行に走るようになって、約10年間、非行・犯罪が止まらずにどんどんエスカレートしてしまいまして、10代の頃に少年院に2回入って、逮捕自体は、少年時代と成人を合わせて15回になりました。

24歳から悪いことをやめるようになって、25歳からは、非行少年と関わる活動を始めようと思って、今もあるBBS会というところに所属して活動を始めるようになって、2014年からNPO法人再非行防止サポートセンター愛知を設立したり、その他法人とか団体を設立して、今は4つの団体に所属させてもらって、再非行・再犯を減らす活動をさせてもらっています。

令和2年版犯罪白書からの統計を資料に載せさせてもらいました。令和元年の検察庁に受理された非行少年は約5万人いるとなっていて、令和元年に少年鑑別所に入った少年が約5,700人で、少年院に入院した少年が約1,700人です。

自分自身の過去とか、今関わらせてもらっているこの活動をさせてもらって、13年ぐらいやらせてもらっているのですけれども、いろいろな少年と関わっていて、非行・犯罪の要因は何かと考えていくと、今、1～5番を書かせてもらっているのですが、まだここにも書いていないこともいろいろある。何か一つのことで非行・犯罪をするというよりは、いろいろなことがすごく絡まり合って、本人の心のコップの水みたいなものがあつたら、それがものすごくあふれ過ぎてしまったりとか、水がすごく足りなさ過ぎてしまったりとかして、非行・犯罪をやってしまったように感じます。

少年院に関する統計も載せさせてもらっているのですけれども、令和元年に少年院に入っている少年たちについては、約2割は、少年院を出るときに、親元以外のところに帰っている少年がいて、更生保護施設や自立準備ホーム、住み込み就労とかです。

あとは、その2人に1人が一人親家庭。

3番目が、男子については3人に1人、女子は2人に1人に被虐待経験があるという結果が出ています。

あと、少年院に入っている少年の4人に1人は、何かしらの障害の診断があるとも聞いております。

検察庁に新規受理されている少年は約5万人いて、そのうち1,700人ぐら이가少年院に入っているのですけれども、少年院に入っている少年は、特に本人や保護者はサポートが必要な人だと思っています。それで再非行・再犯を減らしたり、被害者をこれ以上増やさないということにつながっていくと思っています。

今取り組んでいることを書かせてもらっているのですけれども、主には5つあります。

1つは、少年院とか刑務所などから出てきた後に、いろいろな事情があつて親元に帰れない少年や成人の人たちに対して、自立準備ホームで受けさせてもらったり、少年院・刑務所に入る人で障害の手帳を持っている人たちもいるので、グループホームで受けさせてもらったり、制度外で受けさせてもらうこともあります。今、20人のサポートをさせてもらっています。

あとは、少年院・刑務所にいる人たちへの面会や文通。

あとは、出てきた後、親元に帰る人の在宅サポート。

あと、一般就労がなかなか難しい人に対して、B型事業所でサポートさせてもらったりしています。

サポートの中で特に重要だと思っているのが、留置所とか拘置所、少年院でも、そういう塙の中にいる人に対して、社会で関わる人とか社会で関わっていた人たちが面会や手紙をずっと続けていくことが、人が生き直していく上ではすごく大切だと思っています。

これから特に力を入れ、取り組んでいくことが、今、自立準備ホームの全国組織がないので、自立準備ホーム全国組織を来年3月21日に設立することを決めています。今年7月1日に設立準備会が発足して、今準備を進めていっています。

自立準備ホームの説明とかもこの資料に書かせてもらっています。令和元年の刑務所出所時に帰住先がなかった人が3,380人いるとなっていて、2015～2020年度の間に少年院を出院した人のうち、帰住先の調整が難航して、本来の少年院の入院期間が延びてしまった子たちが168人いるということが少年院へのアンケート調査で分かりました。だから、罪を犯した人で住まいが不安定な人に対して、住むところと人とのつながりをしっかりと整えていって、それを用意して待つというよりかは、その人たちにきちんと届けていけるように取り組んでいきたいと思っています。

ありがとうございました。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 高坂様、ありがとうございました。

続きまして、NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者の田中様、お願いいたします。

○田中氏 皆さん、こんにちは。NPO法人青少年自立援助センターの田中と申します。本日は貴重な機会をありがとうございます。

私たちは、東京都の福生市を拠点にして、2010年度より、両親またはそのどちらか一方が外国出身者である、海外にルーツを持つ子供や若者及び定住外国人の方々に対する専門家による日本語教育機会の提供とか就労支援事業などの現場を運営しています。2016年度からはオンラインでも教育支援を行っていきまして、全国各地から6歳から成人まで1,000人以上の40か国以上にルーツを持つ子供や若者、生活者のサポートをしてまいりました。

私たちの事業を経由して日本社会を歩んでいく方々のサポートをしてまいりましたが、活動については、こちらのお手元に配付しております資料の2～4ページにまとめさせて

いただきましたので、そちらを御参照ください。

本フォーラムのテーマである孤独と孤立なのですけれども、海外にルーツを持つ子供や外国人の方々の場合、その状況が自治体や地域における受入れ体制の整備状況に深く関連しているなど思うことが多数あります。

資料は5ページになりますけれども、自治体・地域間の格差の現状ということで、外国人の方が一定の割合以上集まって暮らしている自治体・地域のことを外国人集住地域と呼びますが、そうした地域の場合は、日本語教育とか多言語相談など、体制の充実がかなり整備されている状況にあります。

一方で、外国人住民の方が人口の1%前後という地域は、外国人散在地域と呼びますが、そうした地域の中では、取組がほとんど進んでいないか、あるいは自治体の職員の方々を含めて課題認識の手前にあるという状況も珍しくありません。まずは、外国人の方々の孤立・孤独を考えていく際に、全ての取組に対して自治体間や地域間の格差をどのように是正していくかという視点が重要であるということをお伝えさせていただければと思います。

資料は、日本語教育が必要な子供たちの現状とか不就学の子供の現状、発生要因等をまとめさせていただきました。

飛びますが、10ページに、海外ルーツの子供や若者の年齢ごとの状況をまとめてあります。ブルーの枠線の吹き出しで囲まれた部分の課題は、教育の外側やそれぞれのはざまでこぼれ落ちている海外ルーツ青少年の姿を表したものです。

例えば外国籍の義務教育年齢の子供たちは、文部科学省の調査によれば、約2万人が自治体でその就学状況を把握できていない、不就学の可能性があるということが分かっています。

また、海外ルーツの子供たちの高校進学率なのですけれども、明確な調査はないものの、約70%にとどまるのではないかとされておりまして、すなわち、残り30%の中学校3年生が進路未決定で卒業せざるを得ない状況にあると見られるものです。

日本語力が不十分な高校生の生徒についても、その中退率の高さが、一般生徒の7倍に上るということも文科省の調査で明らかになっておりまして、かなりメディア等でも取り上げられていました。

問題は、これら教育や就労のレールの手前から外れた場合に、何ら社会的なつながりを回復できるセーフティーネットが、海外ルーツの青少年や大人に対しては機能していない状態にあることと考えています。

特に、15歳以上を超えて義務教育年齢を過ぎて、通学も仕事もしていない海外ルーツの人々の存在は、自治体や私たちのようなNPOからもかなり見えづらいというのが現状でありまして、正確にその姿を認識・把握することが難しい状況にあります。

例えば現在、日本人の無業の若者に対しては地域若者サポートステーション等の施策とか、あるいは困難を抱える青少年に対しては居場所支援事業等、様々な取組がセーフティーネットとして用意されています。しかし、これらの取組は、外国人の方とか海外ルーツ

の方々にとっては、言葉の壁がありまして、アクセスが非常に難しいというのが現状になっています。若者支援に限らず、各地・各分野の支援団体の多くが日本語を母語としない対象者の受入れは前提・想定としていないというのが実態です。孤独・孤立解消の中でも非常に重要な活動とされているアウトリーチの対象とすら捉えられていないような状況も多数残っています。

また、私たちのような外国人支援団体は、ボランティアによる手弁当の取組が大半になっており、彼らはボランティアの高齢化も課題となっている中で、福祉や就労といった他領域、複合的な困難に対する支援は担い切ることができないという状況になっています。

日本で暮らしながら、日本人と同様に生活をしていて、あらゆる支援と資源を必要としているにもかかわらず、言葉や文化の壁、制度の壁がそれを阻んでいる状況があります。コロナ禍では、平時から孤立してきた外国人の方々の直面している困難が一層強化されて顕在化し始めています。そんな現状を現場で10年以上見てきた立場として、本日、ぜひお伝えさせていただきたいことが2点あります。

1点目は、資料の12ページにありますとおり、留学生でも、技能実習生でも、子供でもない15歳以上の方々を対象とした専門性を有する公設日本語学校の設置です。

彼らの多くは、社会から見えづらいことに加えて、十分な量と質の日本語教育機会にアクセスできていません。公設日本語学校が設立されれば、彼らにとって第一の社会的所属となり、まずはその存在を日本社会が把握することが可能になります。日本語教育だけでなく、社会生活オリエンテーションとか地域とのつながりをコーディネートする機能を併せ持った場をぜひ日本社会の入り口として設けていただき、学校や地域、職場へと切れ目なくつないでいくような体制の整備を検討していただければと思います。

2点目は、13ページになりますが、海外ルーツの青少年や在留外国人の方々が直面する困り事は多様化しております。そうした多様化する困難に対応するために、自治体や関係諸機関、行政委託事業を担う公益活動等における多文化対応の推進を提言します。これらの公的性質を有する社会資源に対して、受益者の多様性に配慮することを求めていくことで、全ての社会資源が、外国人の方々も活用可能な裾野の拡大へとつながっていきます。具体的には、外国人の方をそうした支援の場で受け入れるために必要な通訳などを利用する際や、文化的・宗教的合理的配慮についての研修実施等に対する予算措置などが考えられます。

様々な壁によって、本当にあらゆる場面で孤立しやすい外国人の方や海外ルーツの青少年を取り残さないためにも、共生社会の基盤の一部として彼らが活用できる社会的資源、地域的・領域的にも拡大していく必要性を強く感じます。外国人専門の支援事業や相談機関を新たに立ち上げることも非常に重要ではありますが、一方で、既存の社会資源へのアクセスを確保していくという形で速やかに裾野を拡大していくことも不可欠だと考えています。

私のプレゼンテーションは以上です。ありがとうございます。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 田中様、ありがとうございました。

続きまして、NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン理事長の牧野様、お願いいたします。

○牧野氏 皆様、こんにちは。アラジンの牧野と申します。本日、このような機会をいただけたことに感謝申し上げます。

私は、阪神・淡路大震災後の神戸の仮設住宅支援活動の中で、孤立する介護者、ケアラーに出会い、以来、地域の中での孤立から社会参加への道筋を明らかにしたいと、様々な地域実践をしております。その中から見えてきたことをお伝えしたいと思います。

初めの写真ですが、こちらは2012年から杉並区阿佐ヶ谷駅近くで開いていた日本で第1号のケアラーズカフェの様子です。ケアラー支援の先進国イギリスでは、公設民営によるケアラー支援センターが各所にあり、そこでケアラーズカフェが開催されているのを聞き、日本に導入しました。現在、全国に市民活動として20か所ぐらいの広がりを見せてございます。認知症カフェとは少し違い、ここではケアラーが主人公という場所です。

ちなみに、この場所は目の前が病院、斜め前が地域包括支援センターのベストポジションでございました。

次のページをお願いします。アラジンでは、このようなビジョンとミッションを掲げ、孤立防止と学びのための介護者サロンや電話相談、介護者の会の立ち上げ支援やそうした資源を支えるボランティアな人材育成などをメインに活動しています。

さて、介護者問題の多くは、社会問題そのものに直結いたします。昨今、ケアラーの様相は、国の支援施策となりましたヤングケアラーなど、子供の世代から100歳代のケアラーまで実に多世代かつ多様になりました。

私どもでは、ここ10数年来、孤立しがちな層としてターゲティングしているのは、40代、50代、特にシングルの娘、息子さんの実子ケアラーたちです。最近では、きょうだい数が少なくなり、親類とも縁を切り、孤独の中での介護を余儀なくする人も少なくありません。介護で失職した人、そもそも社会に出ていない状況で介護を担う人たち、多くの人が心身の健康を阻害され、もちろん、生活困難になる人も少なからずいます。未婚化・非婚化が進み、ますますそうした層が増えていくのは明らかです。

また、介護殺人は年間約40件。サービスの利用は、必ずしも解決になっているとは言えない状況がございます。

また、最近、朝日新聞が報じた二人孤独死の問題は、いずれもケアラー側が病気を患っていたり、急死したことにより、要介護者が餓死や凍死するという痛ましい状況です。二人暮らしということで、自治体の施策からはこぼれています。こうした事態も増えていくと思われます。

さらに、私どもが当初から設置しています介護者のための電話相談ですが、コロナ禍ということもあり、2020年度からアクセスが2倍に増え、特に男性介護者が増えていますが、これまで以上に行く場所を失い、相談する人が周りにいない状況が推測されます。

これらのことや日頃の現場から、孤独・孤立対策についての4つの提言です。

1、相談拠点。ハードルの低い、身近な相談拠点を設置してください。また、その拠点から出向いていくアウトリーチ（訪問相談員）の育成や自治体内でのSOS相談電話の設置を検討してください。

2、ツールです。ケアラーであることを認識するためのツールを導入してください。

今日、こちらにケアラー手帳をお持ちいたしました。母子手帳により、お母さんが自分の心身の健康と向き合えるのと同じように、ケアラー手帳を早期導入することにより、ケアラーが自身のケアに心を向けられ、関係者をつなぐツールにもなり得ます。

また、ケアラーのアセスメントを積極的に行い、健康等に急を要する場合、休養を保障する措置なども考慮していただきたいと思います。今、私どもでは、ケアラーのシェルターという実験事業をやっております。逃げ込みたい場所をつくっております。

3、社会への啓発。「ひとりでは介護しない、させない」というスローガンを、ともすれば一人で頑張ることが勲章になるような風潮はリスクです。ケアマネさんにも介護ファミリーを地域で包摂するチーム支援体制づくりをすることで、評価や加算がつくような仕組みを御検討ください。

4、社会保障です。離職後もスムーズに社会復帰ができる、あるいはケアをしていた経験が社会的に評価される仕組みを検討ください。

例えば介護中に柔軟に様々な資格を取れるようになる、さらに、年金受給要件に一定程度以上の在宅介護期間を含めるなど、在宅介護の経験がキャリアになり、ケアラー後の生活をも保障できるものとして、ぜひケアラーへの何らかのアドバンテージの制度構築をお願いしたいと存じます。

最後に、今、元ヤングケアラーが次に続く人に向けた取組をスタートしていますように、ケアラー支援活動は、元ケアラーが自分の孤立経験から始めるケースが多く見られます。そうしたケア経験や知見を生かした社会参加をキャリアとして認める社会をつくるためにも、ケアラー支援活動の充実並びに正規就労として成り立つ仕組みを構築していただきたい。

ケアラーの健康維持や社会保障が整い、その人生を応援することで、持続的な社会の実現や循環が可能になると考えてございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 牧野様、ありがとうございました。

それでは、ここから意見交換を行いたいと思います。

初めに、政府側から出席されております副大臣及び政務官の皆様から御発言いただきます。

初めに、吉川内閣府大臣政務官、お願いいたします。

○吉川内閣府大臣政務官 内閣府大臣政務官の吉川でございます。本日は、貴重な御意見をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

私は、孤独・孤立政策を担当しておる政務官でございますが、消費者行政も担当する内閣府大臣政務官として一言申し上げさせていただきますと思います。

河野さんの御意見を賜った中でございますが、孤独・孤立の状況にある方は、生活上、様々な不安を抱えており、その不安に付け込もうとする悪質事業者による消費者被害に遭いやすいという特徴を本日、如実にお話しいただいたところではありますが、また、被害に遭った際には周りに相談ができず、被害の拡大に結びつきやすいという傾向も見られます。

このため、現在、消費者庁では、地域の消費生活センターが福祉部局などと連携して、考慮を要する消費者を地域で見守る見守りネットワークを全国に配置する取組を進めているところであります。令和4年度予算要求においても、見守りネットワーク設置に活用できる地方消費者行政強化交付金のほか、消費者団体等によるオンライン相談会の実施や啓発活動に対する支援などに必要な予算を計上しております。

引き続き関係省庁、さらにはNPOとも連携し、孤独・孤立した状態にいる消費者に寄り添って消費者被害の防止、トラブルの解消に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

以上になります。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 続きまして、田所法務副大臣、お願いいたします。

○田所法務副大臣 法務副大臣の田所嘉徳です。本日は、実際の活動を通じた貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、日頃より矯正施設や保護観察所と連携した取組に御協力をいただいております大嶋さん、高坂さんにこの場を借りまして御礼申し上げたいと思います。

また、地元から河野さんにも参加いただきました。その他、御協力をいただいている皆さんに心より感謝申し上げます。

まず、犯罪・非行からの立ち直り、多文化共生社会の実現、マイノリティーの方に対する差別や偏見等の人権問題など、皆様からお話をいただいた様々な社会課題の解決には、法務省だけでなく、民間の団体や企業の皆様と一緒に継続的に取り組むことが重要だと考えております。

法務省では、新たな取組として、政府として初めてソーシャルインパクトボンドの仕組みを活用した非行少年への学習支援事業を開始いたしました。これは、少年院の少年が社会でも勉強を続けたいと希望した場合に、社会復帰後も継続的に学習、生活支援を受けることができるようにするものであります。その実現のために、法務省は新しい仕組みを活用して、民間企業・団体と複数年度の契約を締結し、銀行などの投資家も加わりながら事業目標の達成に向けて取り組むことになります。

最後に、5万5000人の職員で取り組む法務行政は「人による人のための行政」と言われておりますので、私たち一丸となりまして、誰一人取り残さない社会に向けて、関係省庁、民間団体の皆さんと一緒に孤独・孤立の解決に向けた取り組みを一層力強く進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 続きまして、丹羽文部科学副大臣、お願いいたします。

○丹羽文部科学副大臣 文部科学省でございます。

外国人児童・生徒への学習支援や障害のある方々への支援等、様々な課題につきまして、今日は貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

日本語指導が必要な児童・生徒のための特別の教育課程の制度化、また、日本語指導に必要な教員定数の着実な改善や日本語指導補助者等の派遣等を実施しております。

さらに、外国人の子供の就学機会の確保のため、自治体向けに指針を策定し、昨年に出発させていただきました。知的障害や発達障害がある児童・生徒等への支援につきましては、適切な就学先決定に資する資料の改訂・周知や教師の専門性向上に関わる支援等の取組に取り組んでおるところでございます。

障害のある方々の学校を卒業した後の学習支援につきまして、市町村が民間団体等と連携した生涯学習プログラムや居場所づくりのモデル構築を進めております。

今後も、本日いただいた御意見を踏まえまして、引き続き孤独・孤立の問題に適切に対応していきたいと考えております。今日は本当にありがとうございます。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 続きまして、山本厚生労働副大臣、お願いいたします。

○山本厚生労働副大臣 厚生労働副大臣の山本博司でございます。

本日は、コロナ禍におきまして顕在化する様々な課題につきまして取り上げていただきまして、7人の皆様の御意見、御提案、御提言に大変感謝を申し上げる次第でございます。どの課題におきましても、厚生労働分野に非常に関係が深く、時間の関係上、全てに言及はできませんけれども、厚生労働関係の施策について御紹介申し上げたいと思います。

厚労省といたしましては、依存症、精神障害を有する方々が孤独・孤立に陥ることなく、地域で安心して暮らしていくことが重要と考えておりまして、大嶋さんの御指摘のとおり、治療や相談体制の充実、また、地域での生活を支援する体制整備をさらに進めていきたいと思う次第でございます。

また、障害者雇用と福祉のさらなる連携強化につきましても重要な課題と認識しておりまして、就労機会の拡大に向けて、必要な議論を行ってまいります。

加えて、難病につきましては、医療費助成の制度だけでなく、本日、重光さんから御発言がありましたように、社会課題に目を向けた総合的な対策が必要であると認識している次第でございます。

さらに、牧野さんからケアラー、家族介護者への支援とありました。市町村が行うこうした介護知識及び技術の研修、介護者同士の交流会の開催等への支援を行っているところでございます。

また、ヤングケアラーのPTに関しましては、丹羽文部科学副大臣とともに共同のPTを立ち上げて支援を行っている次第でございます。

そのほか、生島さんからのLGBTQの困難な方々の支援の状況、また、河野さんからは消費者被害、特に高齢者、若者への支援、さらには高坂さんから再犯・再非行の支援ということでは、自立準備ホームの全国組織の立ち上げということで応援していきたいと思っております。

さらに、田中さんから在留外国人への支援、特に教育と就労のはざまとか、地域間格差のお話がありました。

こうした大事な点の部分を含めまして、孤独・孤立対策の視点を持ちながら、こうした取組をより一層推進してまいりたいと思う次第でございます。

以上でございます。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 それでは、これより、残る時間で自由に意見交換を行いたいと思います。5時12、13分ぐらいまで行いたいと思います。

参加者の皆さんは5分程度のプレゼンということで、まだまだ言い足りないことがおありだと思いますので、御発言がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

重光様、どうでしょう。

○重光氏 どうもありがとうございます。

今、総合的な対策が必要と山本厚生労働副大臣がおっしゃっていたのですが、具体的にもう少し突っ込んで、この打ち手ができるのではないかとというところで何かもう少しいただけたらしないでしょうか。

例えば指定外難病とかに対する調査を実施するとか、多分、国としても認識できてなくて、日本では本当に全然知られていない課題でして、何とか厚労省からというのを考えているのですけれども。

○山本厚生労働副大臣 私も難病の方々、また、まだ難病ではない方々とも全国でもお会いさせていただいて、そういう大変な声は聞いているわけでございます。

そういう意味では、しっかりと科学的な部分で検証していきながら進めていくということで、厚労省の研究科学費もありますし、いろいろな研究対象で手を挙げていただきながら進めていただいていることもございます。

例えば先ほどの軽度外傷性脳損傷、脳脊髄液減少症は、保険適用を含めた研究班が立ち上がって、一つの具体的な形ができたわけですが、そうではないところもたくさんございますので、お医者さんを含めた研究を進めていただけるような、それも進めていくことも大変大事だと思いますので、そうした大変な方々がいらっしゃるという現実を踏まえながら進めていきたいと思います。

○重光氏 ありがとうございます。

もうちょっとだけすみません。調査したり、対応したりするというのは、保険適用も10年、20年、30年かかりましたね。脳脊はちょっと早かったですけれども、保険適用に大体30年ぐらいかかると言われていて、国際基準と照らし合わせるとしたら、学会でガイドラインをつくるのですが、その間、10年、30年は、当事者は本当に孤立しているので、そこをやっていますというのも大事なのですけれども、30年を今の人はどうするのですかというのはなくて、そこで何か一律の見方ができるのではないかと。

例えば病気を通して、就労に困難を抱えている人たちという切り口で何か就労支援の枠組みを広げるとか、一つ一つは確かに公正・客観の観点から厳密さは必要なのですけれど

も、そのタイムラグを何とかしないといけないと思うので、そこで何か一つ違う切り口であつたらいいのではないかと。

大それたことを言ってしまいましたが、よろしくお願いいたします。

○山本厚生労働副大臣 これも、難病や発達障害とかの制度のはざまの方々が、まだ現状の法整備がない中で困っていらっしゃる方がいらっしゃるわけですが、その中で就労とか生活の大変さということは、今の制度の中でも支援することはできると思いますので、そういう保険適用とかの具体的なことがない間であっても、それをどうしていくかという意味で、それはまさしく今回の孤独・孤立で政府として取り組んでいこうというのは、そういった方々に対して光を当てていこうということでございますので、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 ほかに御発言のある方は、挙手をお願いしたいのですが、河野様、お願いします。

○河野氏 本日は、このフォーラムに参加させていただいて、私自身も大変勉強になりました。消費者問題に関しては、ずっと長く取り組んできたところでございますけれども、そのほかの課題については、同じ日本で暮らしていながら、なかなか気づけなかったということでございます。

私がここに参加させていただいて一番大きく感じたところは、こういったフォーラムで得られた成果をぜひ国の中で共有化する、つまり、広報・周知に対してぜひ力を注いでいただきたいと思います。

様々なところでいろいろな方の御努力がある、そして、小さな一歩がいろいろなところであるのでございますけれども、ぜひそれを社会全体のリテラシーを上げるというところで、さらに面的に広げていく取組をしていただければと思いました。よろしくお願いいたします。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 ほかに御意見のある方。

高坂様、いかがでしょう。

○高坂氏 今日はありがとうございました。

僕も、自分自身が約10年非行・犯罪をやっていた立場で、その後、約13年は非行少年や罪を犯した成年に対するサポートの活動をさせてもらっていて、司法の法務省の方々とか、司法の分野で活動をしている民間団体の人たちとのつながりはよくあって、シンポジウムとかで意見交換の場とかはあつたのですが、今回は結構違う専門的な立場の方々とこうやってお話しさせてもらう機会をいただいて、全然違う話かなと思いながら全部話を聞いていると、通じるものがすごくあると思いました。

いろいろな省庁を横断するといいますか、今回のこういうフォーラムを開いていただけることで、今までは気づけなかったこととか、新しい考え方とかもいただけて、それが今、自分たちがやって、ちょっと行き詰まりを感じている部分に大きな希望とかをもらえるようになったので、こういう機会をこれからもいろいろな場で開いていただけることを期待

したいと思います。今日は本当にありがとうございました。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 大嶋様、いかがでしょう。

○大嶋氏 ありがとうございます。

今日は時間が少ない中でお話しし切れなかったところではありますが、まさに領域横断的な活動が必要だと感じています。

私たちのところは、長く女性の支援をしてきたのですが、今回の孤立・孤独というところでいくと、シングルマザーのお母さんたちとかDVの被害に遭っていらっしゃる女性の方、それから今日、生島さんがお話をしてくださったLGBTQの当事者の方たちもたくさん依存の問題を抱えていらっしゃいます。また、先ほど田所様からも言及いただいたのですが、矯正施設にいらっしゃる方たちで、地域に戻ってこうとしている女性の方たちもたくさんいるのです。

これらが全部領域横断的にそれぞれ活動してしまっていて、お互いにその存在とか仕事の内容は知っているのですが、一人の当事者の方がお子さんの問題を抱えていて、御自分の暴力の被害のケアのことや雇用の問題とかの複数の課題を抱えているのです。そうなったときに、一人の事例といいますか、ケースをどのように他領域にまたがってチームを組んで支援していけるのかというところは、日本は本当になかなか難しいところがあります。

今日、田中さんがお話しくださった外国籍の方をパートナーに持っていていらっしゃるという場合は、お子様が今度、まさにさっきの問題を抱えるといったところで、私としては、常日頃から領域横断をどうやったら可能にできるのだろうというところを考えながら仕事をしています。

今回、孤立・孤独という一つのキーワードでフォーラムをやってくださって、いろいろな方たちが集まっていますので、先ほど皆さんの御指摘にもありましたように、私たちのそれぞれのNPO、NGOの活動がどのように連携していけるのかという連携のキーワードになるようなものをこれからまた探していきたいと思いますし、やっていきたいと思うのですが、その辺に関しても、また政府からも力強いバックアップをぜひいただきたいと思っています。ありがとうございます。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 生島様、お願いいたします。

○生島氏 本日、いろいろな領域のいろいろな取組をお聞きできて、非常に参考になったし、励みになりました。やはり多様さ、ダイバーシティーみたいな観点を考えていただきながら政策を引っ張っていただけたらありがたいと思います。

私はもう62歳なので、自分が意思表示できなくなったとき、どうなるかと考えたときに、やはり血縁主体の制度だとみ出してしまうかなみたいなところもあって、ぜひそういう家族のありようの多様さも踏まえた社会にしていいただけたらうれしいと思いました。

以上でございます。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 田中様、いかがでしょう。

○田中氏 ありがとうございます。

私も皆さんと同じように、多様な領域の御活動のお話を聞いて、やはりその一つ一つに海外ルーツの方々と関わりがありますし、私も海外ルーツのLGBTの方をサポートしたり、消費者トラブルに巻き込まれた外国人の方をサポートしたりということは現場でよくあります。ぜひ横のつながりを広げさせていただいて、今後も多様な人々が共に安心して暮らせるような社会の実現につなげていければと思います。

外国人支援に関していえば、コロナ禍以降、厚生労働省発出のコロナ関連の情報を中心に、多言語化が大分進みまして、いろいろな形で情報を届けようという取組が進んでいます。

現在、自治体の中で、ワンストップ総合相談センターも多言語対応可能な形で開設されているところもありますが、課題感としては、現場の相談の先を誰が担うのか、多言語で発出された情報を読んでもアクションが起こせない人を誰が支えるのかというのを非常に強い危機感として持っていて、現場をつくっていく、支援を直接届ける人の育成も非常に重要だと感じています。

様々な分野の皆様と外国人という点でも共につながり合って、現場の一翼を今後も担っていきたいと感じています。本日はありがとうございました。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 最後に、牧野様、いかがでしょうか。

○牧野氏 ありがとうございました。他領域の皆さんとこうしてお話ができる機会を頂戴して、大変勉強になりました。

今、ヤングケアラーに関しては、教育、医療、福祉、介護と他領域にまたがって自治体の中でかなり連携が進んで、おかげさまでできておりますが、こうしたワンストップの相談拠点が地域の中で本当に駅前にあるとか、そうしたことをいつも夢見ておまして、駆け込み寺のような何でも相談場所ができたらいいのではないかと常日頃思っております。

それから、支援したい人が自分の生活を保ちながらできる仕組みも、プロフェッショナルでなくても十分に当事者の人たちでできることがたくさんあると思ってございますので、ぜひこの辺は力を入れて取り組んでいただきたいと存じます。

こうした機会をまたつくっていただけたら、地域のつながりも増えていくのではないかと考えております。今日はありがとうございました。

○谷内孤独・孤立対策担当室長 ありがとうございました。

それでは、最後に、坂本大臣から御発言をいただきたいと思いますけれども、その前に、カメラが入りますので、しばらくお待ちください。

(プレス入室)

○谷内孤独・孤立対策担当室長 それでは、坂本大臣、お願いいたします。

○坂本孤独・孤立対策担当大臣 今日は本当にありがとうございました。

孤独・孤立対策担当室ができたのが今年2月でございます。7か月間経過いたしました。

当初、なぜこの担当室ができたかといいますと、昨年のコロナ禍の中で、この10年間減

少していた自殺者数が増加に転じたのです。それも特に女性、若者といった方々の自殺が増えたということで、これは若者の方々あるいは高齢者も含めて、孤独・孤立が非常に大きく影響しているのではないかと。イギリスでは、そのための孤独担当大臣というのを設けておりましたので、我が国も孤独・孤立に対して真正面から向き合おうということで、菅総理の下でこの担当室がスタートいたしました。以来、これまで様々なことをやってまいりました。

その中で、今日が7回目でありますけれども、6回、それぞれの現場で活動されている皆さん方の活動状況から考えることの話をしていただきました。自殺だけではなくて、今日聞きましたように、本当に幅広いと思いました。孤独・孤立から悩みが発生するのか、悩みに悩んだ末に、最終的に孤独・孤立に陥っていくのかといった表裏一体的なところがあります。

そして、今日はLGBTQあるいは依存症、消費者被害、難病、再犯防止、在留外国人、ケアラーと、改めて孤独・孤立から発生する様々な悩み、困っている方々、あるいは厳しい状況に置かれている方々、といった人たちの裾野が本当に広いと思いました。そういうのを聞きながら、大事なことは、地域である、それから居場所である、それからSNSも含めて相談窓口であるといったものを私は感じました。

そして、そういったものをやる前提として、重光さんも言われましたけれども、実態把握、実態調査といったものを政府の力できちんとやらなければいけないとも思ひまして、今、学識経験者を中心に実態把握をやる準備をしております。そういうことで、皆さん方と幅広い中で考えていかなければなりません。

そして、先ほども出ましたように、どう実効性のあるものにしていくのか、そしてNPO活動の横の連携をどうしていくのかが最終的には大事になってまいりますので、昨日、15団体のNPOの方々にお集まりいただいて、今日みたいに様々なNPOです。その中で、プラットフォームづくりのための話合いを始めました。

それこそ消費者の問題の方もいらっしゃれば、自殺の問題の方もいらっしゃり、いろいろなことをやられておりますけれども、その中で共有できるものは何なのか、柱はどのようにして立てていったらいいのか、そして、NPO独自でそういう横のつながりを持った組織をつくる、それに政府がどう絡んで、どのように政策にしていけるのか。あるいは昨日、菅総理もオンラインで参加されまして、財政的な支援を続けていくということでもありますので、どう財政的な支援も続けて、何に対して続けていくのかという問題も話し合って、幅広いNPOの横串を刺すための話合いが始まったところでございます。

今日は、さらにそれに加えて、様々な分野のお話をお伺いいたしました。そういったものを今後積み重ねながら、実態把握とそれに対する政府の対応、そして民間のNPO等をはじめとする連携強化といったものを政府としては強化してまいりたい、つくり上げてまいりたいと思っておりますので、今後とも、今日をスタートにして、またあらゆる御意見をお寄せいただきたいと思います。思っております。

全力で横の連携を図りながら、そして、政府も含めて、縦、横、斜めのお互いのつながりを大事にしながら、今後の孤独・孤立から発生する様々な課題あるいは孤独・孤立に陥る様々な原因、隘路といったものに対処してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

今日はありがとうございました。お世話になりました。

○谷内孤独・孤立対策担当室長　ありがとうございました。

それでは、プレスの方は御退出をお願いいたします。

(プレス退室)

○谷内孤独・孤立対策担当室長　それでは、以上をもちまして、本日のフォーラムを終了させていただきます。

皆様、本日はどうもありがとうございました。